

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 責務の追加

動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めるものとする。

（第二条第三項関係）

## 第二 定義の追加等

一 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいうものとする。 （第四条第六項関係）

1 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

2 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

3 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

4 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

二 環境大臣は、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を定める政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

(第四条第七項関係)

第三 希少野生動植物種保存基本方針に掲げる事項の追加

希少野生動植物種保存基本方針に掲げる事項について、次の事項を追加すること。

(第六条第二項第三号及び第七号関係)

一 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

二 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

第四 個体の捕獲等及び個体等の譲渡し等の禁止

一 販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を

する場合は、捕獲等の禁止の規定を適用しないものとする。 (第九条第二号関係)

二 この法律の規定に違反して国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をした者に対し、当該違反に係る個体を環境大臣等に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第十一条第一項関係)

三 販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合は、譲渡し等の禁止の規定を適用しないものとする。 (第十二条第一項第三号関係)

四 第七の六の特別国際種事業者以外の者が第七の一の特別国際種事業として第七の一の特別特定器官等を譲り渡し又は引き渡してはならないものとする。 (第十二条第一項第四号及び第七号関係)

五 この法律の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、当該違反に係る個体等を環境大臣等に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第十四条第一項関係)

六 第七の六の特別国際種事業者以外の者が第七の一の特別国際種事業として第七の一の特別特定器官等

の陳列又は広告をしてはならないものとする。

(第十七条第二号関係)

## 第五 国際希少野生動植物種の個体等の登録等

一 個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあつては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置を記載した申請書を提出しなければならないものとする。

(第二十条第二項第四号関係)

二 環境大臣は、個体等の登録に係る申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

(第二十条第五項関係)

三 登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(第二十条の二関係)

四 登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置を講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない

ものとする。

(第二十一条第六項関係)

五 返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができるものとする。

(第二十二条第三項関係)

六 環境大臣は、登録等、変更登録、登録票の書換交付、登録票の再交付又は登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき等は、当該登録等を取り消すことができるものとする。

(第二十二条の二関係)

第六 特定国内種事業及び特定国際種事業の届出番号の公表等

一 環境大臣及び農林水産大臣若しくは加工品の種別に応じて政令で定める大臣(以下「特定国内種関係大臣」という。)又は特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下「特定国際種関係大臣」という。)は、特定国内種事業又は特定国際種事業の届出があつた場合には、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号等を公表しなければならないものとする。

(第三十条第三項及び第六項並びに第三十三条の五関係)

二 届出をして特定国内種事業又は特定国際種事業を行う者は、その特定国内種事業又は特定国際種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種又は特定器官等の個体等の陳列又は広告をするときは、省令で定めるところにより、届出に係る番号等を表示しなければならないものとする。

(第三十一条第三項及び第四項並びに第三十三条の五関係)

## 第七 特別国際種事業者の登録制度の追加等

一 譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特別特定器官等」という。 )の譲渡し又は引渡し of 業務を伴う事業(以下「特別国際種事業」という。 )を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下「特別国際種関係大臣」という。 )の登録を受けなければならないものとする。

(第三十三条の六第一項関係)

二 一の登録を受けようとする者は、申請書に、当該者が現に占有している原材料器官等であつて特定器官等に該当しないものうち省令で定めるものの全てが個体等の登録、登録の更新又は事前登録を受け

たものであることを証する書類を添付しなければならないものとする。

(第三十三条の六第三項関係)

三 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、一の登録を受けようとする者が欠格事由に該当するときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

(第三十三条の六第六項関係)

四 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、省令で定めるところにより、特別国際種事業者登録簿に記載された事項のうち、氏名又は名称及び登録番号等を公表しなければならないものとする。

(第三十三条の八関係)

五 一の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(第三十三条の十関係)

六 一の登録を受けた者(以下「特別国際種事業者」という。)は、特別特定器官等の陳列又は広告をするときは登録番号等を表示しなければならないこと等の義務を遵守しなければならないものとする。

(第三十三条の十一第三項関係)

七 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、その特別国際種事業を適正化させ希少野生動植物種の保存に資

するため必要があると認めるときは、特別国際種事業者に対し、この法律の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第三十三条の十二関係)

八 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者が取消事由に該当するときは、六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができるものとする。

(第三十三条の十三関係)

九 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする。とともに、特別国際種事業を行う者と取引する者に対し、当該特別国際種事業を行う者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができるものとする。

(第三十三条の十四関係)

十 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、省令で定めるところにより、一の登録に係る環境大臣及び特別



国際種関係大臣の事務（以下「事業登録関係事務」という。）について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「事業登録機関」という。）があるときは、その事業登録機関に行わせるものとする。その他の事業登録機関に係る所要の事項を規定すること。

（第三十三条の十五から第三十三条の二十二まで関係）

十一 特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し、個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により特別特定器官等を得た場合等には、省令で定めるところにより、管理票を作成しなければならないものとする。

（第三十三条の二十三第一項関係）

十二 何人も、この法律で認められている場合のほか、管理票を作成してはならないものとする。

（第三十三条の二十四関係）

#### 第八 生息地等保護区の指定手続の変更等

一 環境大臣は、生息地等保護区の指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができるものとする。

（第三十六条第三項関係）

二 環境大臣は、生息地等保護区の指定をし、又はその変更をしようとするときは、その旨並びにその区

域及び名称、その区域の保護に関する指針等を官報で公示しなければならないものとする。

(第三十六条第八項関係)

第九 保護増殖事業の実施に当たつての土地への立入り等

一 環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。）の形質の軽微な変更をさせることができるものとする。

(第四十八条の二関係)

二 国は、一の行為によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとする。

(第四十八条の三関係)

第十 希少種保全動植物園等の認定制度の創設

一 動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次に掲げる基準等に適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができるものとする。

(第四十八条の四第一項関係)

1 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が学術研究又

は繁殖の目的その他環境省令で定める目的に適合すること。

2 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

3 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

4 3の計画が確実に実施されると見込まれること。

二 一の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする事。

(第四十八条の六関係)

三 一の認定を受けた動植物園等(以下「認定希少種保全動植物園等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。)は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し、環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならないものとする事。

(第四十八条の七関係)

四 認定希少種保全動植物園等設置者等が当該認定希少種保全動植物園等における希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、譲渡し等の禁止の規定を適用しないものとする事。

(第四十八条の十関係)

#### 第十一 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行う事。

#### 第十二 附則

一 この法律の施行期日について定める事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の準備行為及び経過措置を定める事。

(附則第二条から第九条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第十条関係)

四 この法律の施行に伴う関係法律の規定の整備を行う事。(附則第十一条から第十四条まで関係)